

FC ブリーオ須賀川スポーツ少年団

規 約

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称)

この球団は、FC ブリーオ須賀川スポーツ少年団（以下「球団」という）という。

第 2 条 (事務局及び所在地)

球団の事務局は、 福島県須賀川市 岩崎 1 2 1 番地 に置く。

第 3 条 (目的)

球団は、サッカーを通じて、健全な青少年の育成をはかると共に、将来、地域を担うリーダーの養成を目的とする。

第 4 条 (事業)

球団は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 各種サッカー競技の大会等に参加出場
- (2) 健全な肉体精神を育成する事業
- (3) 団員及び保護者間の親睦に関する事業
- (4) その他、球団の目的達成のために必要な事業

第 5 条 (規約の遵守)

団員及び保護者は、球団の円滑な運営を維持するため、相互の理解と信頼のもとに、この規約を誠実に遵守する義務を負う。

第 6 条 (入団規定及び入団金)

球団に入団する者は、須賀川スポーツ少年団要綱に従い、入団金 5,000 円（初年度のみ）を添えて入団するものとする。

第 7 条 (団費)

団費は、年額 27,000 円とし、4・5・6 月の 3 ヶ月間において分納とする。

ただし、年度初めに一括納入も可とし、納入後退団した場合は、返却しないものとする。

10 月以降に入団した場合には、その半額を納めるものとする。

また、特別な事業を行う場合には、保護者会と協議のうえ別途徴収することとする。

第 8 条 (団費の運用)

球団は、ジュニアユース、ジュニアと小中一貫の指導体制を標榜しているため、団費の運用を一体とする。

第 9 条 (サポーター会員)

球団の趣旨に賛同する企業、個人のサポーター会員を置くことができる。サポーターは、物心両面において援助するものとする。

第2章 役員及び顧問 相談役

第10条 (役員)

球団の役員は、代表1名、代表代行1名、副代表若干名、GM1名、理事若干名、監査役2名、及び事務局長1名とする。

第11条 (役員の職務と権限)

- (1) 代表は、球団を代表しチームスタッフの人事権を有する。
- (2) 代表代行は、代表を補佐し、代表事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 副代表は、代表及び代表代행을補佐し、代表、代表代行事故ある時はその職務を代行する。
- (4) GMは、球団の方針に添って企画、立案し、監督とも連携して、目的を達成するためのあらゆる事業を執行する。
- (5) 理事は、規約、役員会の決議を遵守し、忠実にその職務を執行する義務を負う。
- (6) 事務局は、団員の入退団手続き及び団費の管理及び事務的業務を厳正に行う。

第12条 (役員の任期)

役員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

第13条 (顧問及び相談役)

球団発展のために、役員会の承認を得て、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

第3章 役員会

第14条 (役員会)

役員会は、代表、代表代行、副代表、GM、理事、事務局長ら役員をもって構成する。

第15条 (最高決議機関)

役員会は、球団の全ての事項において決議する最高決議機関とする。

第16条 (議決方法)

役員会は、必要に応じて代表が招集し、出席役員（委任状を含む）の過半数をもって決定とする。

第17条 (議決事項)

次に掲げる事項は、役員会の議決を要する。

- (1) 予算及び事業計画の決定又は変更
- (2) 決算及び事業報告の承認
- (3) 入退団を希望する選手の承認
- (4) 役員、スタッフの選任規約の改正
- (5) その他、球団における運営上の問題点の改善及び重要事項

第4章 会計年度及び監査

第18条 (会計年度)

球団の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

第19条 (監査)

監査役は、会計年度終了14日以内に会計監査を行い、これを役員会に報告する。

第5章 団員の秩序と規定

第20条 (団員の責務)

団員は、国、県のスポーツ少年団の精神と規律を遵守し、球団の目的の実現のため努力しなければならない。

第21条 (処罰規定)

団員及び保護者は、球団の規約（団費未納を含む）に違反したとき又は団の秩序を乱す言動を行った場合、代表は役員会にはかり、次の事項の処分を行うことができる。

- (1) 口頭による注意
- (2) 退団の勧告
- (3) 除名

付 則 本球団の規約は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 本球団の規約は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 本球団の規約は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 本球団の規約は、平成28年4月1日から施行する。